

令和4年12月20日

精華町議会

議長 三原和久様

総務事業常任委員会

委員長 松田孝枝

総務事業常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第74号	精華町職員の定年等に関する条例等一部改正等について	原案可決
議案第75号	精華町地区集会所の設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
議案第76号	精華町農事作業所の設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
議案第79号	京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について	原案可決
議案第80号	精華町コミュニティーホール指定管理者の指定について	原案可決
議案第81号	片町線祝園・下狛間狛田踏切移設拡幅工事基本協定の変更について	原案可決

【委員長報告】

議案第74号	精華町職員の定年等に関する条例等一部改正等について	原案可決
--------	---------------------------	------

【概要】 国家公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の改正により、精華町職員の定年も60歳から65歳まで2年に一度ずつ段階的に引き上げるために必要な事項を定め、関連する条例の一部改正及び廃止をするもの。

- Q 年金受給開始が引上がる中で、60歳を超える職員の給料が60歳前の7割水準とする規定は、職員にとって極めて厳しい待遇であり、もう少し待遇改善すべきでないか。
- A 民間給与の高齢者雇用の実態を参考にした国家公務員法の規定を参考に提案している。
- Q 60歳を超えると役職は終わる。65歳まで可能な限り引き続き管理職に留められないか。また、公務上必要のある時には引き続き管理職として勤務できる「例外規定」がある。客観的な基準を設定すべきでないか。
- A 現時点での高齢者雇用の実情を考慮して、国家公務員の給与が決められた。それに準じている。「例外規定」については、それぞれの必要事項を列挙しており、それが認められる場合に限定している。決して恣意的な判断はしない。

議案第75号	精華町地区集会所の設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------------------	------

【概要】 北稲八間集会所の竣工に伴い、地区集会所の名称及び位置を変更するための条例一部改正。

- Q 下粕会館は1自治会1集会所の原則に反する。整備すべきではないか。合わせて敬意を問う。
- A 当会館は広義のコミュニティ施設である。建設当初の経緯は様々で、全ての集会所を網羅しているわけではない。分かりやすい説明は必要で、今後、整理については検討していく。

◀ 反対討論なし ▶

◀ 賛成討論 ▶

- 今後、「わかりやすい整理を検討」をするとの答弁に期待して賛成する。

議案第76号	精華町農事作業所の設置及び管理に関する条例一部改正について	原案可決
--------	-------------------------------	------

【概要】 精華町立北稲農事作業所を解体したため、条例と一部改正するもの

- Q 北稲農事作業所はなくなるが、東畑農事作業所の管理委託契約は締結されているか。

A 地区集会所としての管理委託契約を結んでいる。

議案第79号	京都市町村職員退職手当組合理約の変更について	原案可決
--------	------------------------	------

【概要】 京都市町村職員退職手当組合の構成団体中、相楽郡広域事務組合が相楽行政広域組合と名称変更をするための組合理約を変更。

議案第80号	精華町コミュニティーホール指定管理者の指定について	原案可決
--------	---------------------------	------

【概要】 精華町コミュニティーホールの管理業務を候補者として選定した団体（近鉄ファシリーティーズ株式会社）を指定官舎として指定するため。

Q 地域コミュニティーの場として、地元住民と営利団体の利用率が半々だが、地元住民優先などの仕組みはできないか。

A 採算や稼働率を含めて 開設当初からの見通しどおりになっている。町内と町外の予約期間の区別はあるが、一般住民と事業者との予約区分は考えていない。

議案第81号	片町線祝園・下粕間粕田踏切移設拡幅工事基本協定の変更について	原案可決
--------	--------------------------------	------

【概要】 各年度協定工事の実績により請負差金が発生。協定金額変更のため、変更基本協定を締結するため(41,174,247円の減額)